

第 20 回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和4年2月15日

上富良野町農業委員会

第 20 回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和4年2月15日(火) 午後1時30分から午後2時15分

2 場 所 JAふらの北エリア上富良野事務所 2階 役員会議室

3 出席委員 12名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	前田 満	3	上田 修一	4	荒 仁
5	沼沢 春美	6	西木 晴彦	7	小川 光洋
8	島田 政志	9	谷本 嘉彦	10	北村 啓一
11	内田 透	12	佐藤 良二	13	井村 昭次

4 欠席委員

2	對馬 徹				
---	------	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 諮問第1号 農業経営基盤強化促進法基本構想について
- 日程第3 諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第4 諮問第3号 農用地利用集積計画の作成について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
- 日程第5 議案第1号 農用地の買入協議に係る要請について
- 日程第6 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
- 日程第8 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷 隆樹	次長	安川 伸治	主事	瀬川 翔太
------	-------	----	-------	----	-------

8 会議の概要
開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 全員ご起立ください。「礼」ご着席ください。
只今より、第20回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、12名であります。
定数に達しておりますので、これより第20回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
1番 前田 満 君 3番 上田 修一 君 を指名いたします。

議長 日程第2 諮問第1号 「農業経営基盤強化促進法基本構想について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条の規定により、上富良野町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想を定めるにあたり、貴会のご意見を求める。

令和4年2月15日提出 上富良野町長 斉藤 繁

農業経営基盤強化促進法の基本構想は、5年ごとに見直すこととされ、現在のものは、平成28年に定められたものです。本年度に上位計画となる北海道の基本方針が見直されたことから、同法施行令第2条に基づき本町においても基本構想の一部について改正を行うものであります。

構想全体の計画内容についてはすでに配布・ご高覧いただいているので、説明は省略させていただきます。今回の改正が行われた部分についてご説明いたします。

農業経営基盤強化の促進に関する目標部分ですが、一つ目として、効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間の、基準となる面積が若干変更になっています。それから、一戸当たりの平均面積が減っているという部分の変更があります。労働時間について、現行の目標では、1800時間～2000時間でしたが、道の目標労働時間を基準とし、同様に1700時間～2000時間に減少させる、というものです。追加する部分としては、新たに農業経営を営もうとする青年等は、経営開始5年後にこの水準をおおむね達成することを目標とし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始5年後の所得水準のおおむね5割の達成を目標としています。

2番目として、農業経営の法人化の推進、こちらも追加となります。令和12年度における全道の農業法人数5,500経営体を踏まえて、現行数の約20%増の35経営体と設定しました。現状は30の経営体です。

3点目は新規就農者の育成・確保。農業生産の維持・拡大を図るため、毎年3人の新規就農者の育成・確保に努めることとしました。現行は4人です。

4点目として、労働力不足への対応。農家戸数の減少や従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、多様な人材確保と障がい者の社会参画等の「農福連携」による労働力確保及び農業DX活用を記載しました。DXはデジタルトランスフォーメーションの略です。デジタルテクノロジーを活用し、働き方改革や人材不足、業務の効率化を目指すものです。新規の事業開発などにも、そういったデジタルテクノロジーを活用するという内容になっています。

続いて、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標のなかにつきましては、現状に即して、営農類型の「畑作専業」の修正及び「有機農業」を追加しています。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標については、おおむね10年後の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を農用地の面積を、現行95%としているところを、95%程度と設定しています。

農業経営基盤強化促進事業に関する事項として、令和元年度の法改正により、農地利用集積円滑化事業については、農地中間管理事業に統合されていることから、「農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項」を削除しました。

その他、各種法、政令に基づく語句の修正、農地利用集積円滑化事業規程に基づく項目の整理等を行っています。

以上が概略となります。本文の改正している部分については、次のページに新旧対照

表を添付しています。青字の部分が本文から変更している箇所です。説明は以上です。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号 について、これより質疑に入ります。

島田委員 労働力不足への対応のところ、デジタルテクノロジーという言葉が出てきたが、具体的にというか、わかるように、どういうことをすればデジタルテクノロジーなのか、あるいはどうして、百姓がなんで、デジタルに対してどうしていかなきゃいけないのかということをお聞かせいただければと。

山内説明員 スマート農業も含めた形のDXということで、5年後10年後を見据えた言葉としてDXを使っています。現在光回線が引かれていますがその光回線を利用した情報の共有化など、具体的に言ってわかりやすいものでいくとスマート農業・農業経営の在り方・情報の共有といったところが現在実現可能な農業DXとなります。この先まだまだ新たなものが出てくると考えています。

島田委員 デジタルテクノロジーを、ほかのどこにもありますけども、就農の労力とか、自治体として助成金など助けになるようなことなど考えられていますか。

山内説明員 こちらはあくまで基本構想なのでそういったことは記載されていません。そのような対策については農業振興計画や農業実践プラン。今は国の政策のほうがどちらかという手厚いということでそちらを利用させていただきながら、それで賄えない部分を町で手助けしていく部分だと考えています。現在のところ町で個別に対応するようなものはありませんが、スマート農業の推進は必要な事項だと考えていますので、皆さんが最も必要とするものに関して補助事業等を活用するよう考えていく方針ではあります。しかし、現在はメニューとしてはありません。

議 長 ほかにありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第3 「諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。 諮問第2号を、事務局が説明いたします。

事務局 諮問第2号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合他より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和4年2月15日提出 上富良野町長 斉藤 繁

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

所20番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計4筆。地目は公簿現況ともに田、面積は4筆合計で39,529㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は令和4年2月16日で、支払い方法は口座振込、支払い時期は令和4年7月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

賃5

出し手、札幌市中央区北5条西6丁目の北海道農業公社さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計12筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は12筆合計で126,241.20㎡です。内容は賃貸借で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は令和4年2月16日で、支払い方法は口座振込、支払い時期は毎年12月10日までです。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第2号 所20番 について、提案に関する補足説明を願います。
「10番 北村 啓一 委員」

北村委員 10番 北村です。所20番について、補足説明いたします。

令和4年1月31日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらの北エリア上富良野事務所で開催され、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号の町〇〇〇〇沿いになります。
〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、田〇〇〇〇円で売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第2号 所20番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 諮問第2号 賃5番 について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 谷本 嘉彦 委員」

谷本委員 9番 谷本です。賃5番について、補足説明いたします。

出し手 札幌市中央区の公益財団法人北海道農業公社 さん。
受け手 ○○線○○号の○○○○さん。

所在地は、○○地区、○○線○○号の○○○○沿いになります。
農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社と○○○○さんが5年間の
賃貸借契約を結び、期間満了後に売り渡すことになります。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第2号 賃5番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第4 「諮問第3号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を求めます。 (〇〇番 〇〇委員 退席)
諮問第3号を、事務局が説明いたします。

事務局 諮問第3号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和4年2月15日提出 上富良野町長 斉藤 繁

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

所21番

出し手、富良野市〇町〇〇番の持ち分〇〇分の〇〇 〇〇〇〇さん、札幌市〇〇区〇〇〇条〇丁目〇番〇〇号の持ち分〇〇分の〇〇 〇〇〇〇さん、富良野市〇〇線〇〇番地の持ち分〇〇分の〇〇 〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は1筆合計で11,513㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。移転時期は令和4年2月16日で、支払い方法は口座振込、支払い時期は令和4年7月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第3号 所21番 について、提案に関する補足説明を願います。
「11番 内田 透 委員」

内田委員 11番 内田です。所21番について、補足説明いたします。

令和4年1月14日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらの北エリア上富良野事務所で開催され、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 富良野市〇町〇〇番の持ち分〇〇分の〇〇 〇〇〇〇さん、札幌市〇〇区〇〇〇条〇丁目〇番〇〇号の持ち分〇〇分の〇〇 〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇〇沿いになります。

〇〇さんから相続を受けた〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、畑〇〇〇〇〇円で売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第3号 所21番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を解きます。(〇〇番 〇〇委員 着席)

議長 日程第5、議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」の件を議題といたします。
議案第1号を、事務局が説明いたします。

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第16条に基づき、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、上富良野町長に対し、買入協議の要請を行うよう、求める。
令和4年2月15日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

要請内容は、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんが再処分により売却することになった農地について、農地保有合理化事業により、公益財団法人北海道農業公社と買入調整を行うものです。公社が買入れた後は、〇〇〇〇さんと5年間の賃貸借契約を結び、期間満了後に売り渡すことになります。

所22番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに田、面積は2筆合計で36,550㎡です。事業は農地保有合理化事業の特例事業です。事業予定者は、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんです。

議長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6 議案第2号「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第2号を、事務局が説明いたします。

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求めます。
令和4年2月15日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

1番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計12筆。地目は公簿現況ともに田および畑、公簿山林現況畑。面積は12筆合計で161,206㎡です。内容は使用貸借となりました。

2番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計14筆。地目は公簿現況ともに田および畑、公簿山林現況畑。面積は14筆合計で150,889㎡です。内容は使用貸借となりました。

3番

出し手、〇町〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇町〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計11筆。地目は公簿現況ともに畑、公簿山林現況畑。面積は11筆合計で211,146㎡です。内容は使用貸借となりました。

4番

出し手、〇町〇丁目〇番〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号〇〇〇〇番地〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は1筆合計で22,425㎡です。内容は売買となりました。

5番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、美瑛町〇〇〇〇丁目〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計4筆。地目は公簿現況ともに田および畑、公簿原野現況畑。面積は4筆合計で26,488㎡です。内容は使用貸借となりました。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第2号 1番、2番 について、提案に関する補足説明を願います。
「10番 北村啓一 委員」

北村委員 10番 北村です。 議案第2号 1番、2番について、補足説明いたします。

1 番

出し手 ○○線○○号の○○○○さん。

受け手 ○○線○○号の○○○○さん。

所在地は、○○地区、○○線○○号の○○○○沿いとなります。

○○○○さんと○○の○○さんとの使用貸借について、期間延長となりました。

2 番

出し手 ○○線○○号の○○○○さん。

受け手 ○○線○○号の○○○○さん。

所在地は、○○地区、○○線○○号の○○○○沿いほかとなります。

○○○○さんと○○の○○さんとの使用貸借について、期間延長となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 1番、2番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号 3番 について、提案に関する補足説明を願います。

「1番 前田 満 委員」

前田委員 1番 前田 です。 議案第2号 3番 について、補足説明いたします。

出し手 ○町○丁目○番○○号の○○○○さん。

受け手 ○町○丁目○番○○号の○○○○さん。

所在地は、○○地区、○○○○の○○○○付近になります。

○○○○さんと○○の○○さんとの使用貸借について、期間延長となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 3番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 3番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号 4番、5番について、提案に関する補足説明を願います。
「4番 荒 仁 委員」

荒 委員 4番 荒です。 議案第2号 4番、5番について、補足説明いたします。

4番

出し手 ○町○丁目○番○○号の○○○○さん。

受け手 ○○線○○号の○○○○さん。

所在地は、○○地区、○○線○○号の○○○○沿いになります。

○○さんの相続後の再処分に伴い、○○さんへ売買となりました。

5番

出し手 ○○線○○号の○○○○さん。

受け手 上川郡美瑛町○○の○○○○さん。

所在地は、○○地区、○○線○○号の○○○○沿いとなります。

○○○○さんの経営移譲により○○の○○さんへ使用貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 4番、5番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 4番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 5番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7 議案第3号「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員の退席を求めます。 (〇〇番〇〇〇〇退席)
議案第3号を、事務局が説明いたします。

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求めます。

令和4年2月15日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

6番

出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計20筆。地目は公簿現況ともに田および畑、公簿原野現況畑。面積は20筆合計で94,754㎡です。内容は使用貸借となりました。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第3号 6番 について、提案に関する補足説明を願います。
「5番 沼沢 春美 委員」

沼沢委員 5番 沼沢です。 議案第3号 6番について、補足説明いたします。

出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん。
所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号の町道〇〇号道路沿いほかとなります。
〇〇〇〇さんと〇〇の〇〇さんとの使用貸借について、期間延長となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号 6番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 6番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番〇〇〇〇委員の退席を解きます。(〇〇番〇〇〇〇委員 着席)

議 長 日程第8 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第4号を、事務局が説明いたします。

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。
令和4年2月15日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、第1種農地区域内での農業用施設を設置する転用であります。
審議の資料として、農地法第5条調書をご覧ください。

1番

土地の所有者は〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は1筆合計で2,061㎡です。契約内容は使用貸借で、転用目的は農業用施設です。内容は、農業機械格納庫311㎡、コンテナ置き場874㎡、通路638㎡、法面238㎡、計2,061㎡。土地利用区分は第1種農地で、転用事由は農業用施設等の建設、工期は許可の日から令和4年10月31日までです。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第4号 について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 谷本 嘉彦 委員」

谷本委員 9番 谷本です。議案第4号について、補足説明いたします。

所有者 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん
転用者 〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇さん、
所在地は、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇沿いになります。

農業振興地域の農用地区域内において用途変更を行い、土地所有者の〇〇〇〇さんが経営する会社が農業用倉庫と資材置き場の建設を行うものであり、建設用地は使用貸借となります。転用計画に問題はないと考えます。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第4号について、これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 を採決いたします。

本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第20回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

以上、諮問3件、議案4件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後 2時15分

上記第20回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和4年2月15日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____